

放送分野の視聴データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会 開催要綱（令和6年5月14日改定）

1 目的

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号）が令和4年4月1日に全面施行されること等を踏まえ、放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン（平成29年総務省告示第159号。以下「放送分野ガイドライン」という。）の改定等を行う必要があることから、視聴データの活用とプライバシー保護の両立を目指したルールの策定の検討を行う。

2 名称

本検討会は、「放送分野の視聴データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」と称する。

3 検討事項

主に以下の項目について検討する。

- （1）個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正を踏まえた放送分野ガイドライン等の改定
- （2）放送分野ガイドラインと他のガイドライン・指針等との関係性の整理
- （3）その他

4 構成及び運営

- （1）本検討会の構成員等は、別紙のとおりとする。
- （2）本検討会には、座長及び座長代理を置く。
- （3）座長は構成員の互選により定め、座長代理は座長が指名する。
- （4）座長は、本検討会を招集する。また、座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本検討会を招集する。
- （5）座長は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- （6）座長は、必要に応じ、本検討会の構成員又はオブザーバを追加することができる。
- （7）座長は、必要に応じ、ワーキンググループ等を開催することができる。
- （8）ワーキンググループ等の構成員及び運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。
- （9）その他、本検討会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 議事の取扱い

- (1) 本検討会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本検討会で使用した資料については、原則として総務省のウェブページに掲載し、公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (3) 本検討会については、原則として議事要旨を作成し、総務省のウェブページに掲載し、公開する。

6 その他

本検討会の庶務は、総務省情報流通行政局情報通信作品振興課が行う。

放送分野の視聴データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会
構成員・オブザーバ

(敬称略、座長及び座長代理を除き五十音順)

【構成員】

座長 宍戸 常寿 東京大学大学院法学政治学研究科教授
座長代理 石井夏生利 中央大学国際情報学部教授
内山 隆 青山学院大学総合文化政策学部教授
大谷 和子 株式会社日本総合研究所執行役員法務部長
佐藤 一郎 国立情報学研究所教授
高橋 克巳 日本電信電話株式会社NTT社会情報研究所 主席研究員
手塚 悟 慶應義塾大学グローバルリサーチインスティテュート
特任教授
長田 三紀 情報通信消費者ネットワーク
牧田潤一朗 原後綜合法律事務所 弁護士
森 亮二 英知法律事務所 弁護士
山本 龍彦 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

【オブザーバ】

一般社団法人IPTVフォーラム
一般社団法人衛星放送協会
株式会社TVer
株式会社TBSテレビ
株式会社テレビ朝日
株式会社テレビ東京
一般社団法人電子情報技術産業協会
日本テレビ放送網株式会社
日本放送協会
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
一般社団法人日本コミュニティ放送協会
一般社団法人日本民間放送連盟
株式会社フジテレビジョン
一般社団法人放送サービス高度化推進協会

一般財団法人放送セキュリティセンター

個人情報保護委員会事務局

経済産業省商務情報政策局情報経済課

経済産業省商務情報政策局情報産業課